

令和 5 年 6 月 27 日現在

機関番号：32682

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2019～2022

課題番号：19K01354

研究課題名(和文) 弁護人立会制度についての実証的・比較法的研究

研究課題名(英文) Empirical and Comparative Legal Study on the Right of Accused Persons to Have Their Lawyer Present during Police Interview

研究代表者

石田 倫識 (Ishida, Tomonobu)

明治大学・法学部・専任教授

研究者番号：20432833

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,400,000円

研究成果の概要(和文)：本研究の目的は、わが国の刑事手続と整合的・適合的な日本型弁護人立会制度を構想することにある。近年、欧州諸国を中心に、諸外国においては、その法体系の違いにかかわらず、人権保障のミニマム・スタンダードとして、各国の刑事手続に適した弁護人立会制度が導入されてきた。本研究では、これらの国際的動向を参考にしつつ、弁護人立会制度の目的、弁護人立会権の理論的根拠や実際の機能等を明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

わが国では、諸外国と異なり、被疑者取調べに弁護人を立ち会わせる権利が保障されておらず、近年、国際的な批判にさらされてきた。また、弁護人立会制度に関する先行研究も乏しく、比較法的知見も十分に提供・共有されていなかった。以上のような状況に鑑み、イギリスを中心とした諸外国の弁護人立会制度に関する比較法的知見を提供するとともに、わが国に適した弁護人立会制度を構想しようとする点に本研究の意義がある。

研究成果の概要(英文)：The purpose of this study is to consider and conceptualize Japanese-style system that gives accused persons the right to have a lawyer present during police interviews. In recent years, many European countries have introduced their own specific legal systems that give accused persons the right to have a lawyer during police interviews as a minimum standard for guaranteeing fundamental human rights, regardless of the differences in their legal systems. With reference to these international trends, this study explored and clarified the purposes of this system and consider the rationale of this right and its actual functions.

研究分野：刑事訴訟法

キーワード：弁護人立会権 黙秘権 弁護人依頼権 接見交通権 被疑者取調べ 弁解録取 イギリス刑事手続 取調べの可視化

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

1. 研究開始当初の背景

(1) わが国においても、一連の誤判冤罪事件からの教訓を踏まえ、平成 28 年刑訴法改正では、被疑者取調べの録音録画制度が導入されるなど、被疑者取調べに対する改革は進みつつあった。また、上記法改正により、被疑者国選弁護制度の対象が全勾留事件にまで拡大されたことで、捜査弁護は質・量ともにさらに活発化してきていた。その結果、「最も行使することが困難な権利」と言われてきた黙秘権も、現実に行使可能な権利として「再生」されつつあった。

しかし他方で、捜査機関においては、そのような事態に対応すべく、被疑者が弁護人と接見する前に、被疑者供述の証拠化を試みようとする動きが生じていた。上記法改正においても、逮捕段階での国選弁護制度の導入は見送られたことから、通常の場合、被疑者は、一度も弁護人等と接見することなく、逮捕直後の弁解録取や初回の被疑者取調べに独力で対応しなければならない状態にある。そのため、弁護人との初回接見時には、既に(正確性を欠く)不利益供述が採取されていることも少なくなかった。

このように、わが国においては、弁護人との初回接見が行われる前に不利益供述が採取されており、かつ、そのようにして得られた不利益供述がその後の刑事手続の帰趨を左右していた。その意味で、なお「取調べ及び供述調書への過度の依存からの脱却」という課題を残していたといえる。

(2) これに対して、欧州諸国(EU 構成国)においては、欧州人権裁判所の判例法(2008 年サルダズ大法廷判決等)及び 2013 年 EU 指令 48 号の策定を受けて、被疑者には、初回の取調べを受ける前に弁護人と接見・相談する権利、及び、取調べに弁護人を立ち合わせ、かつ、効果的に参加させる権利が保障されるに至っていた。

とりわけ注目すべき点は、EU 構成国間における法制度・法体系の差異(英米法か大陸法かの差異)を問わず、全ての EU 構成国に対して、ミニマム・スタンダードとして、上記の権利保障が求められている点である。

もっとも、上記 EU 指令も、全ての構成国に対して、同一内容の弁護人立会制度の導入を義務付けるものではなく、各構成国が自国の刑事手続と整合的な制度設計を行うことを許容するものであった。そのため、各国が独自の弁護人立会制度を構築するに至っていた。

2. 研究の目的

(1) 本研究の目的は、わが国の刑事手続と整合的な弁護人立会制度を構想することにある。前述の通り、諸外国においては、人権保障のミニマム・スタンダードとして、その法制度・法体系の違いにかかわらず、自国の刑事手続に適した弁護人立会制度が導入されていた。そうであれば、わが国においても、自国の刑事手続と適合的な弁護人立会制度を模索・構想することは必要であり、かつ、可能であろう。

(2) もっとも、わが国においては、弁護人立会制度に関する議論の蓄積に乏しく、また、実際の運用上、弁護人の立会いが認められた事案も(在宅被疑者の取調べにおけるごく少数のケースを除けば)皆無とあってよい状況にある。

そこで、わが国の刑事手続と整合的な弁護人立会制度を構想するための準備作業として、まずは取調べに弁護人が立ち会うことが既に定着しているイギリスの法制度及び運用状況を確認することを目的とした。

具体的には、イギリス法において、弁護人立会権の理論的根拠、弁護人立会制度の趣旨・目的、立会弁護人の権限等は、それぞれどのように考えられているのか。また、例外的に弁護人を立ち合わせることなく取調べを開始(再開)することができる場合の存否や、同制度に違反して得られた供述の証拠能力などに関して、どのような議論がなされてきたのか。さらに、弁護人立会制度の実際の運用状況等についても調査を行うこととした。

以上の調査・検討の結果から示唆を得つつ、わが国における弁護人立会権の理論的根拠(及び憲法上の根拠規定)等や、弁護人立会権を否定する見解についても検討を加えたうえで、わが国の刑事手続と適合的・整合的な日本型弁護人立会制度を構想することが本研究の目的である。

(3) なお、刑事手続が全体として機能している有機的統一体であることに鑑みれば、弁護人立会制度を導入した場合に、これが刑事手続全体に及ぼす波及的效果についても、十分に検討する必要がある。もっとも、その波及的效果を見越して予め包括的な検討を加えることは困難であることに鑑み、本研究においては、その波及領域を把握し、問題の所在を確認するととどめる。

3. 研究の方法

(1) 弁護人立会制度に関する諸外国の動向については、イギリス法を中心に、EU 構成国における議論状況(弁護人立会制度の趣旨・目的や立会弁護人の権限等に関する議論状況)について、主として文献調査によって明らかにする。

(2) なお、当初の研究計画では、延べ 1 か月程度の期間をかけて、Tuckers Solicitors の協力の下、イギリス・ウエストミッドランズ地区の警察署において、被疑者取調べとそれに先立つ一連の手続(警察による事前の証拠情報の開示、弁護人と被疑者との秘密接見、弁護人立会いのもとでの被疑者取調べ)を視察することで、実際の運用状況について調査する予定であった。

が、研究期間を通じて、新型コロナウイルスの影響により、視察調査の実施を見送らざるを得なかった。もっとも、1週間程度にとどまるものの、本研究の実施計画を策定する準備過程で、警察署における一連の手続を視察する機会を得たことから、これらの調査結果については、本研究の中間報告として公開することとした（石田倫識「弁解録取手続と弁護人接見」『刑事法学と刑事弁護の協働と展望』〔現代人文社、2020年〕228-233頁）。本格的な視察調査については他日を期すこととする。

（3）弁護人立会制度に関する日本の動向については、日本弁護士連合会等を中心に、ようやく同制度の立法に向けた議論が開始されたばかりであり、未だ十分な先行研究も存しないことから、まずは、在宅被疑者や少年被疑者の取調べ等における弁護人立会の実例等を手がかりとしつつ、現状を把握するために、刑事弁護・少年弁護を担う弁護実務家からの聴取調査等を実施することとした。

4. 研究成果

本研究の成果として、主として、次の4点を挙げることができる。

（1）第一に、欧州諸国においても、2013年EU指令48号以前から、弁護人立会制度が存在していた国と、上記指令の制定や欧州人権裁判所の判例を受けて、新たに弁護人立会制度を導入した国とがある。とりわけ後者における立法状況等を通覧すると、必ずしも弁護人立会制度の設計は一樣ではなく、各国がそれぞれに固有の制度を導入していることが窺える。そして、それらの制度の中には、取調べに先立つ弁護人接見の時間を30分以内に制限するものや、弁護人への連絡後、一定の時間（2時間等）を超えると、弁護人の到着を待つことなく、取調べを開始することを許容するもの、取調べ中の立会弁護人の権限として、取調官への異議申立てや、取調べの中断等を制限するものなど、上記指令3条3項（b）の要請に反して、弁護人立会権の本質・趣旨を損ないかねない内容を含むものも散見される。

もっとも、いずれの法制度においても、（初回の）被疑者取調べがその後の刑事手続の帰趨を左右する重要な局面であるという認識は共有されており、それゆえに、初回の被疑者取調べに先立って弁護人と接見する権利を保障しなければならないとする点では一致している。

今後、EU構成国における弁護人立会制度の運用が蓄積されるとともに、弁護人立会権の核となる本質的な部分と周辺的な部分とがある程度明確化されていき、上記指令との整合性が問われていくことになろう。その意味で、欧州においても、弁護人立会権はいまだ生成過程の権利というべきであり、引き続き今後の動きを確認する必要がある。

（2）第二に、弁護人立会制度の目的・趣旨に関連して、わが国においては、既に取調べの録音録画制度が導入されたことから、それ以上に弁護人立会制度を導入する必要はない、との意見も散見される。しかし、取調べの録音録画制度と弁護人立会制度には、本質的な違いが存在することに留意しなければならない。

確かに、両制度には、取調べの適正化という点において、制度目的・趣旨が重なるところがある。しかし、取調べの録音録画制度が、取調べそれ自体の適正化を目指すものであるのに対して、弁護人立会制度は、取調べそれ自体の適正化というよりは、むしろ、取調べに先立つ防御活動の充実化（たとえば、弁護人との事前接見とそれに基づく供述方針の確定や、供述方針を確定するための前提となる証拠情報の事前開示等）を目的とするものといえる。

イギリスにおいては、被疑者取調べに先立ち、警察から被疑事実の概要とそれを裏付ける証拠の情報開示を受け、それらの情報を踏まえたうえで、被疑者と弁護人は、その時点における供述方針を検討することになる。その後の取調べに弁護人が立ち会うのは、取調官による違法行為を監視する（取調べの適正化）というよりは、むしろ、被疑者が事前に弁護人と相談したうえで確定させた供述方針に従って、主体的に供述・黙秘を選択することができるよう、取調べの全過程を通じて、被疑者を援助することを目的としている（取調べにおける防御権保障）。

たとえば、事前の接見で「取調べでは黙秘権を行使する」と決めたにもかかわらず、被疑者が取調官の質問に答えようとした場合、弁護人は、被疑者に対して、「私（弁護人）の法的助言の内容を思い出すように」と注意喚起をするために、取調べに立ち会っている。それでも、被疑者が供述しようとする場合、もちろん、供述するか否かについての最終判断は被疑者自身に委ねられているから、弁護人がそれを強制的に阻止することはできない。しかし、いったん取調べを中断させて、被疑者と秘密接見を行い、供述方針について再度相談・確認することはできる。また、事前の接見で「取調べではアリバイ（・正当防衛）を主張しよう」と決めていたにもかかわらず、被疑者が十分な弁解（供述）をしない場合、あるいは、取調官が被疑者の弁解を引き出すような適当な質問をしない場合、弁護人は、被疑者に弁解（供述）があるのではないかと促したり、被疑者の（不十分な）弁解供述の趣旨を明確化させたり、あるいは、取調官に必要な発問を促したりすることができる。さらに、取調官が事前に開示していなかった新たな証拠を示しながら質問するような場合に、未開示だった証拠の存在を踏まえ、あらためて供述方針について検討する必要があるれば、いったん取調べを中断させて、供述方針を再確定するために、秘密接見を行うこともできる。

このように、弁護人立会制度は、単に弁護人が取調べを監視することを目的とするものではなく、刑事手続の帰趨を左右する重要な局面である被疑者取調べに先立ち、被疑者が十分な防御の準備（供述に関する主体的な意思決定）を行うことを保障するものといえる。この点にこそ弁護人立会制度の本質がある。被疑者取調べに先立つ証拠情報の事前開示や、事前の弁護人接見が保

障されない場合、被疑者取調べに弁護人の立会いを保障しても、立会弁護人は「人間監視カメラ」にしかなりえず、弁護人立会制度の本来の目的を全うすることは不可能であろう。また、上述のとおり、一部の国においては、取調官への異議申立てや取調べの中断等に関する立会弁護人の権限が制限されているが、このような制限が課される場合にも、弁護人立会制度の目的を全うすることは困難となろう。弁護人立会制度を構想するうえでは、この点に留意する必要がある。

(3) 第三に、第二の点とも関連するが、欧州における議論では、弁護人立会権の理論的根拠として、供述強要からの保護（自己負罪拒否特権の保障）という観点に加え、実効的な手続参加・関与の保障という観点が強調されていることである。

今日における被疑者取調べは、単なる供述（自白）獲得手段ではなく、その後の捜査方針を決定し、ひいてはダイバージョンの可否を判断・審査する、一種の「準公判」としての機能を有している。このような「準公判」的機能を有する今日の被疑者取調べにおいては、必ずしも黙秘の選択が被疑者にとって最善の利益につながるとは限らない。なぜなら、黙秘の選択は、弁解の機会を放棄することを意味し、それによって、刑事手続から早期に離脱する利益を喪失することにつながりかねないからである。このような被疑者取調べの機能・性質を踏まえるならば、「供述強要からの保護」という点のみを目的とすることは狭きに失するといえよう。弁護人立会権の保障が必要とされるのは、被疑者を自己負罪供述の強要から保護するという点に加えて、効果的な手続参加の機会を保障することで、手続の結果に影響を与える（捜査の方針に影響を与え、被疑者に有利な処分を獲得する）ためといえる。

なお、このように、弁護人立会権の理論的根拠として、手続参加の実効化という観点を強調する意義は、次の点にある。

弁護人の立会いを認めない取調べは、たとえ被疑者が黙秘し得たとしても、実効的な手続参加の機会を奪うことになる結果、防御権侵害を構成し得るといえる点である。結果として、刑事手続から早期に離脱する利益が失われたといえる場合には、その法的効果として、手続の打切り（公訴の取下げ）等を検討する余地が生じよう。

被疑者取調べに先立ち、一定の証拠情報の開示を受ける権利を導き出し得る点である。なぜなら、事前の証拠開示がなされない場合には、十分な供述方針を策定することが困難となる結果、事実上、弁護人は黙秘の助言をするほかなく、効果的な手続参加の機会が失われるからである。

立会弁護人の権限についても、より広範な権限を導き出すことが可能となる点である。効果的な手続参加を保障するためには、取調官による違法・不当な質問に対する介入権限だけでなく、被疑者の弁解（供述）を過不足なく的確に顕出させるために、取調官に対して一定の事項に関する質問をするよう要請する権限や、被疑者の弁解（供述）の趣旨を明確化するために、必要に応じて補足・要約したうえで、被疑者に確認を促すなどの権限が保障される必要がある（以上の点につき、石田倫識「弁護人立会権の理論的根拠に関する一考察」川崎英明＝小坂井久編集代表『弁護人立会権 取調べの可視化から立会いへ』〔日本評論社、2022年〕92頁以下参照）。

(4) 最後に、取調べに弁護人の立会いを認めることによって得られる効果（弁護人立会権の機能）として、以下の4点を確認し得た。

弁護人立会いには、孤立無援の状態に置かれる被疑者の心理的負担を緩和し、取調室における同調圧力を除去することで、取調官と被疑者との非対等性を是正する機能がある。これにより、被疑者ははじめて取調室において防御主体としての地位に立つことが可能となる（主体性回復機能）。

立会弁護人が、直ちに違法・不当な取調べ（ないし説得）に介入し得ることで、自己負罪供述の強要から被疑者を保護する機能が認められる。これによって、黙秘権の実効的保障が可能となる（保護的機能）。

弁護人が立ち会うことで、弁護人の法的助言が取調室のなかで無効化されるのを防ぐとともに、供述方針の再考が必要となる場合には、直ちに的確な法的助言を与えることが可能となる。このように被疑者の供述の自由を実効的に保障する機能が認められる（助言的機能）。

被疑者が供述（弁解）する場合には、被疑者供述を過不足なく正確に顕出させることで、捜査の方針に影響を与え、ひいては被疑者に有利な処分へとつながるよう、効果的な手続参加を確保するなど、実効的な防御権行使を可能にする機能が認められる（参加的機能）。

なお、これらの機能を十分に発揮するためには、立会弁護人に十分な権限を与えるとともに、その効果的な関与を保障しなければならないであろう。

(5) 以上に加えて、日本型の弁護人立会制度を構想するうえでは、同制度の導入が、わが国の刑事手続全体に与える影響についても慎重に検討する必要がある。

弁護人立会制度の導入に反対する見解は、同制度の導入によって、取調べの真相解明機能が損なわれることを懸念する。しかし、そもそも弁護人立会制度の導入によって、被疑者から供述（自白）が得られにくくなるかは定かではない。現にイギリスでは（証拠情報の事前開示とともに）弁護人が取調べに関与することで、一定の事件においては、むしろ被疑者から供述が得られやすくなったとの（取調官の）所感も示されていた。また、被疑者が供述（自白）を選ぶのは、取調官による真摯かつ熱心な説得があったからではなく、捜査機関の手持ち証拠が強力であったことが原因であるとすれば、必ずしも弁護人立会制度の導入によって、供述（自白）率が低下するという点にはならないであろう（むしろ、イギリスで見られたように、より供述が得られやすくなることもあり得よう）。いずれにせよ、この点に関する確かな知見を得るためには、わが国

においても、実際に弁護人立会制度を導入したうえで、供述（自白）率等に有意な変化が生じているかどうかを検証する必要がある。

以上を前提に、被疑者取調べに弁護人の立会いを認めることで、従前よりも供述（自白）が得られにくくなる結果、起訴・不起訴の判断（事件の選別）が困難になる事態が仮に生じ得るとすれば、そのような波及的効果の影響に照らして、全体としての刑事手続のあり方を再検討する必要性が生じる可能性はある。この場合に考えられる方策の 1 つとして、有罪の確信をもって起訴するという公訴提起に関する今日の運用を改め、イギリス法にみられるように、緩やかに事件を公判に付し、（いわば取調べに代替する事件選別の方策として）有罪答弁制度を導入することも検討に値しよう。もっとも、有罪答弁制度それ自体が有する各種の問題性を踏まえると、同制度の導入については、なお慎重な検討が必要となろう。この点は本研究に残された課題である。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計12件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 石田倫識	4. 巻 496
2. 論文標題 弁護士依頼権と接見交通権	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 16-21
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 石田倫識	4. 巻 108
2. 論文標題 秘密交通権の保障と被疑者ノート	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 季刊刑事弁護	6. 最初と最後の頁 132-138
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 石田倫識	4. 巻 -
2. 論文標題 弁解録取手続と弁護士接見	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 刑事法学と刑事弁護の協働と展望（大出良知・高田昭正・川崎英明・白取祐司先生古稀祝賀論文集）	6. 最初と最後の頁 217-233
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 石田倫識	4. 巻 -
2. 論文標題 イギリスの未決拘禁・保釈法制～イギリスに「人質司法」は存在するのか？	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 近畿弁護士会連合会・刑事弁護委員会『人質司法の打破・不拘束原則の実現を目指す弁護実践の追求』	6. 最初と最後の頁 117-124
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 石田倫識	4. 巻 104
2. 論文標題 弁護人立会い否定論に対する批判的考察	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 季刊刑事弁護	6. 最初と最後の頁 15-19
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 石田倫識	4. 巻 92(11)
2. 論文標題 弁護人立会権の理論的根拠に関する一考察	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 114-117
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 石田倫識	4. 巻 92(10)
2. 論文標題 イギリスにおける弁護人の援助を受ける権利 弁護人立会権を中心に	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 71-73
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 石田倫識	4. 巻 59(1)
2. 論文標題 イギリス刑事事件再審委員会の現状と課題	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 刑法雑誌	6. 最初と最後の頁 77-89
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 石田倫識	4. 巻 62
2. 論文標題 留め置き二分論に対する批判的考察	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 刑事法ジャーナル	6. 最初と最後の頁 69 - 75
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 石田倫識	4. 巻 1544
2. 論文標題 被告人と接見中の弁護人によるDVD音声の再生	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 令和元年度重要判例解説 (ジュリスト臨時増刊)	6. 最初と最後の頁 172 - 173
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 石田倫識	4. 巻 25
2. 論文標題 保護室収容中の未決拘禁者と弁護人等との面会	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 新・判例解説Watch (法学セミナー増刊 速報判例解説)	6. 最初と最後の頁 207-210
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 石田倫識	4. 巻 776
2. 論文標題 職務遂行弁護士 (刑事収容施設法127条2項3号) と受刑者との間における信書の秘密性	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法学セミナー	6. 最初と最後の頁 126 - 126
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計3件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 石田倫識 = 佐藤舞 = 笹倉香奈 = 水野智幸
2. 発表標題 誤判救済の比較法的考察
3. 学会等名 日本刑法学会・第99回大会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 豊崎七絵 = 石田倫識
2. 発表標題 再審法の軌跡と展望
3. 学会等名 日本刑法学会・第100回大会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 石田倫識
2. 発表標題 実効的な弁護を受ける権利～弁護人立会権と接見交通権を中心に
3. 学会等名 日本刑法学会・名古屋部会
4. 発表年 2021年

〔図書〕 計4件

1. 著者名 日本弁護士連合会人権擁護委員会（編）	4. 発行年 2021年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 560
3. 書名 21世紀の再審	

1. 著者名 葛野 尋之 = 王 雲海 (編著)	4. 発行年 2022年
2. 出版社 成文堂	5. 総ページ数 246
3. 書名 刑事訴訟における公判中心主義	

1. 著者名 川崎 英明 = 小坂井 久 (編集代表)	4. 発行年 2022年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 336
3. 書名 弁護人立会権：取調べの可視化から立会いへ	

1. 著者名 石田倫識、伊藤睦、斎藤司、関口和徳、淵野貴生	4. 発行年 2020年
2. 出版社 現代人文社	5. 総ページ数 976
3. 書名 刑事法学と刑事弁護の協働と展望〔大出良知・高田昭正・川崎英明・白取祐司先生古稀祝賀論文集〕	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------